項目	内容
被除名者の氏名	福岡　秀起
コスモス会員番号	2404031
所属支部	富山県支部
事務所名称	アール行政書士オフィス
事務所所在地	富山県富山市二口町 1-9-2 アールビル 1 階
処分年月日	令和 8 年 10 月 29 日
処分をした理由	当該会員には、以下の通り当法人の定款及び規則に抵触する行為が複数認められた。 ①後見等業務を受任しているにもかかわらず、少なくとも 2 件に関する　定期業務報告書等が未提出となっており、提出の督促にも応じていない。 ②被後見人の施設等利用料の支払いを滞納させており、施設等からの苦情を受けた支部長及び単位会の指導により最終的に解決には至ったものの、このような対応の遅延は財産管理業務の根幹たる職務を懈怠しており、当法人の定款の目的に反する行為として看過できない状況であるとともに、当法人の信用を著しく失墜させるものである。 ③富山家庭裁判所の令和 7 年 11 月 13 日付け審判により、後見人等を解任されている。さらに、富山県行政書士会からも廃業の勧告処分を受けており、これらの事実は、成年後見業務を担う当法人の会員としての適格性を著しく欠くものと認められる。 以上のことは、定款第 11 条第 1 号及び第 2 号、第 49 条第 1 項及び第 2 項、業務管理に関する規則第 2 条第 1 項、第 2 項または第 3 項、第 5 項に違反する。
上記処分の根拠となった規則	定款第 11 条第 1 号及び第 2 号